

○三芳町男女共同参画推進会議要綱

平成 14 年 7 月 30 日

告示第 96 号

(目的及び設置)

第 1 条 三芳町における男女平等の推進と男女共同参画社会の形成の促進に資するとともに、町民と一体となってさまざまな施策を積極的に推進することを目的として、三芳町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次の事項について調査研究し、その成果を町長に報告する。

- (1) 三芳町における男女平等の推進と男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内関係団体等の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第 7 条 推進会議は、専門的事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 推進会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 推進会議及び専門部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。